

## 第6節

# 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組

## 1. 経緯

平成27年11月に閣議決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）を契機として、障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することや、全国展開を見据えつつ、東京においてユニバーサルデザインの街づくりを進めることで、共生社会を実現し、障害者等の活躍の機会を増やしていくことが位置づけられた。これを受けて、平成28年2月、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣を議長とする「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置し、様々な障害者団体等の参画を得て、共生社会の実現に向けた施策の総合的な検討を開始した。同年12月までの間に、障害者団体（18団体）の参画する分科会を12回開催し、分野毎の専門的な議論を行った。



東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣が障害当事者団体から直接意見を聴取



分科会では、有識者、障害当事者団体、関係府省等が混ざり合い、小規模のテーブルを囲んで意見交換

平成28年8月には、それまでの検討結果を踏まえ、共通の認識や施策の方向性を「中間とりまとめ」としてとりまとめた。その後も分科会における議論を継続し、平成29年2月、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（以下「行動計画」という。）を決定することとなった。なお、これら施策の重要性に鑑み、その決定に当たっては、同連絡会議を関係閣僚会議に格上げし、総理及び障害者団体の出席を得て、「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」を開催した。

今後、この行動計画をもとに、全国において、「心のバリアフリー」とユニバーサルデザインの街づくりを進め、東京大会の最大のレガシーとすべく、政府一丸となって取り組むこととしている。

## 2. 概要

### (1) 基本的な考え方

- ・障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せる2020年東京パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会である。
- ・「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映していくことが重要。
- ・この機を逃さず、国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取組を展開するとともに、世界に誇れるユニバーサルデザインの街づくりを実現すべく取り組む。(本行動計画に記載された内容は、本白書に記載される様々な障害者にかかわる施策に反映されていくものである。)
- ・障害者に関する施策の検討及び評価に当たっては、障害当事者が委員等に参画し、障害のある人の視点を施策に反映させることとする。
- ・2020年にこれら施策が確実に実現されるよう、障害当事者等を過半とする評価会議を

毎年開催し、関係府省等の施策の実施状況を確認・評価し、その結果を踏まえて関係府省等が施策を改善することにより、実行性を担保していくこととする。

### (2) 具体的な取組

#### ① 「心のバリアフリー」

行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要であり、そのために重要なポイントとして、以下の3点を挙げた。

- ・障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ・障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- ・自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

「心のバリアフリー」を実現するための施策は、あらゆる年齢層において継続して取り組まなければならない課題であるとともに



第1回関係閣僚会議で行動計画を決定(総理、障害者団体も出席)

に、学校で、職場で、病院などの公共施設で、家庭で、買い物や食事の場で、スポーツ施設や文化施設など地域のあらゆる場において、また、日々の人々の移動においても、切れ目なく実現されなければならない。よって、以下の主な施策を含め、社会全般に渡って施策を展開することとした（図表3-1-4）。

- ・2020年度以降順次実施される次期学習指導要領に基づく指導や教科書等の充実
- ・平成29年度以降、接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及
- ・障害に対する理解を持ち、困っている障害者等に自然に声をかけることができる国民文化の醸成に向けた仕組みの創設

## ② ユニバーサルデザインの街づくり

我が国において、交通分野、建築・施設分野のバリアフリー化（情報にかかわる内容を含む）については、平成18年以降、バリアフリー法のもと、交通施設、建築物等の種類毎に目標を定め、個々の施設のバリアフリー化と地域における面的なバリアフリー化に全国的に取り組み、一定の水準まで整備が進んできた。東京大会は、こうした取組に加え、世界に誇ることのできるユニバーサルデザインの街づくりを目指して、更なる取組を行う好機である。

街づくりは極めて幅広い分野であり、かわる施策も多岐にわたる。このため行動計画においては、大きく①東京大会に向けた重点的なバリアフリー化と②全国各地における高い水準のユニバーサルデザインの推進という2つの観点から、幅広い施策をとりまとめた（図表3-1-5）。

①東京大会に向けた重点的なバリアフリー化の取組としては、東京大会に向けてTokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインのもと、確実に実現すべき競技会場及びアクセス経路のバリアフリー化のほか、競技会場周

辺エリアや公共交通におけるバリアフリー化等に関する取組をまとめた。

また、②全国各地における取組については、各地のバリアフリー水準の向上のため、バリアフリー基準等の改正のほか、関心の高まっている観光地や都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）における面的なバリアフリー推進、公共交通機関におけるバリアフリー化、ICTを活用した情報発信、トイレの利用環境改善等についての取組をまとめている。主な施策としては以下が挙げられる。

- ・平成29年度中に交通バリアフリー基準（省令）・ガイドラインを改正
- ・平成28年度中にホテル等の建築物に係る設計標準を改正

なお、平成28年12月で施行後10年が経過したバリアフリー法を含む関係施策について、平成29年度中に検討等を行う等により、そのスパイラルアップを図ることとしている。

■ 図表3-1-4 「心のバリアフリー」具体的な取組

<p>1) 学校教育における取組</p> <p>①すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導          ▶次期学習指導要領に基づく指導や教科書等の充実、「心のバリアフリーノート（仮）」の作成を含めた取組の検討【文部科学省】等</p> <p>②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解          ▶教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法等の充実【文部科学省】等</p> <p>③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開          ▶「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、全国において、団体間のネットワーク形成を促進（従来から特別支援学校と交流している若しくは特別支援学級を設置している学校を軸に、障害のある人との交流及び共同学習を実施し、その後全面展開）【文部科学省、厚生労働省】</p> <p>④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組          ▶社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えるコミュニケーションスキルの獲得等に向けた指導内容改善及び充実【文部科学省】          ▶高等学校においても通級指導を新たに制度化【文部科学省】等</p> <p>⑤高等教育（大学）での取組          ▶教職員が集まる会議等において取組事例紹介【内閣官房、文部科学省】          ▶各地域において障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定【文部科学省】          ▶大学生等を対象としたワークショップを開催【内閣官房、組織委員会】等</p>	<p>林水産省、厚生労働省等]</p> <p>iii) 医療分野におけるサービス水準の確保          ▶医療従事者向けのガイドラインの策定及び普及【厚生労働省】</p> <p>③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組          ▶法定雇用率の見直し、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化や精神科医療機関とハローワークとの連携強化【厚生労働省】          ▶人材採用評価基準への「心のバリアフリー」の導入や障害者が働きやすい職場環境づくりを行うよう企業へ働きかけ【経済界協議会】等</p> <p>3) 地域における取組</p> <p>①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組          ▶地方自治体、社会福祉協議会等が連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させる取組を実施【厚生労働省等】</p> <p>②災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援のあり方          ▶「避難行動要支援者名簿」について、各自治体におけるその着実な検討・実施を促進するとともに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットを作成するとともに、名簿に係る事例集を作成し、これらを周知【内閣府（防災）、消防庁】</p> <p>③その他          ▶地域の人権擁護委員等を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用</p>
<p>2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組</p> <p>①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施          ▶経済界協議会と連携し、幅広い分野の企業が社員教育を行うよう働きかけ【内閣官房、経済産業省その他経済官庁全般、経済界協議会】          ▶国家公務員への「心のバリアフリー」研修【内閣官房等】等</p> <p>②接遇対応の向上</p> <p>i) 交通分野におけるサービス水準の確保          ▶交通事業者向け接遇ガイドラインの策定及び普及【国土交通省、厚生労働省】</p> <p>ii) 観光、外食等サービス産業における接遇の向上          ▶観光・流通・外食等関係業界における接遇マニュアル策定及び普及【観光庁、経済産業省、農</p>	<p>4) 国民全体に向けた取組</p> <p>①障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進【スポーツ庁】</p> <p>②特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施【文部科学省】</p> <p>③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動          ▶障害に対する理解を持ち、困っている障害者等に自然に声をかけることができる国民文化の醸成に向けた仕組みの創設【内閣官房等】等</p> <p>5) 障害のある人による取組          ▶障害のある人自身やその家族が自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手にわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体の支援【厚生労働省、内閣官房】等</p>

資料：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

■ 図表3-1-5 ユニバーサルデザインの街づくり 具体的な取組

- 1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化
  - ①競技会場におけるバリアフリー化の推進 [内閣官房、スポーツ庁]
  - ②競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進（道路、都市公園、主要建築物 におけるトイレのバリアフリー化等） [国土交通省、警察庁]
  - ③主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進 [国土交通省]
    - 東京大会関連駅へのEV増設やホームドアの整備等へ重点支援
    - 都内主要ターミナル等（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等）の都市再開発プロジェクトを実施する中で、バリアフリー化を推進
  - ④海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進 [国土交通省]
  - ⑤リフト付バス・UDタクシー等の導入促進 [国土交通省]
- 2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進
  - ①バリアフリー基準・ガイドラインの改正 [国土交通省]
    - Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえ、基準やガイドラインの改正を行い、主要観光地を含めた全国の交通施設・建築施設のバリアフリー水準の底上げを図る
  - ②観光地のバリアフリー化（観光地のバリアフリー情報提供、バリアフリー旅行相談窓口の拠点数の増加等） [国土交通省]
  - ③都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進
    - i) 都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進 [国土交通省]
    - ii) 全国の主要鉄道駅周辺（特定道路を含む）のバリアフリー化の推進 [国土交通省]
    - iii) 市町村における面的なバリアフリー化を進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進 [国土交通省]
    - iv) ピクトグラムに関する標準化の推進・普及 [経済産業省] 等
    - v) パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討 [国土交通省]
  - ④公共交通機関等のバリアフリー化
    - i) 鉄道に関わるバリアフリー化 [国土交通省]
      - ハンドル形電動車椅子の鉄道乗車要件の見直し、駅ホームの安全性向上 等
    - ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進 [国土交通省]
    - iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進 [国土交通省]
    - iv) リフト付バス・UDタクシー車両の導入促進 [国土交通省]（一部再掲）
      - ※観光バス等の貸切バスのバリアフリー化についても検討
  - ⑤ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援（バリアフリー情報提供機能強化等） [国土交通省、総務省]
  - ⑥トイレの利用環境の改善（ガイドライン等の改正、マナー改善等） [国土交通省]

資料：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局